

第7号議案

蒲郡市市税条例の一部改正について

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和8年2月26日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。



蒲郡市市税条例の一部を改正する条例

蒲郡市市税条例（昭和29年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（公示送達）</p> <p>第26条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を蒲郡市公告式条例（昭和29年蒲郡市条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第26条の2 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、</p>	<p>（公示送達）</p> <p>第26条 法第20条の2の規定による公示送達は、蒲郡市公告式条例（昭和29年蒲郡市条例第7号）第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第26条の2 <u>地方税法施行規則</u>（昭和29年総理府令第23</p>

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

## 附 則

### （施行期日）

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

### （経過措置）

第2条 この条例による改正後の蒲郡市市税条例第26条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。